

## 学友会の会計に関する規則

### ■第一章 総則

(目的)

#### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第四条その他に定める本会の資産の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(会計年度)

#### 第二条

本会の会計年度は、本会規約第五〇条の規定を適用する。

(会員に対する情報開示)

#### 第三条

学生理事会（以下、単に「理事会」と呼ぶ）は、本会会員が本会の資産に関する情報の開示を請求した場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

### ■第二章 予算

(予算の作成及び提案)

#### 第四条

理事会は、会計年度ごとに本会の予算を作成し、評議員会へ提案しなければならない。

(予算の承認)

#### 第五条

本会の予算は、会計年度ごとに文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会及び教員代表評議員会の評議員会各会の審議を経て、当該の評議員会各会の議決をもってこれを承認する。

(予算の報告)

#### 第六条

理事会は、評議員会各会の承認を得た後、本会の予算を総会へ報告しなければならない。

(理事会の義務と事前執行)

#### 第七条

- 一 理事会は、可能な限り、当該予算の年度前に、評議員会に予算を提案して承認を受け、総会に報告しなければならない。
- 二 理事会は、前項に定める承認及び報告が得られていない場合でも、予算を執行することができる。但し、その予算が評議員会において承認されなかった場合は、理事会は、支出した予算を返還しなければならない。

## ■第三章 決算

### (収支の管理)

#### 第八条

理事会は、会計年度ごとに本会の収入と支出を記録し、管理する。

### (不正調査の義務)

#### 第九条

理事会は、本会の資産の管理において、不正な収支、不明金その他の瑕疵があることを確認した場合、これの原因究明に努めなければならない。

### (決算の作成)

#### 第十条

理事会は、会計年度ごとに決算を作成しなければならない。

### (決算の提案)

#### 第十一条

理事会は、会計年度ごとに本会の決算を監査に付した後、評議員会へ提案しなければならない。

### (会計監査委員の職務)

#### 第十二条

- 一 会計監査委員は、本会の収支決算に関する理事会の職務の執行を審査する。
- 二 会計監査委員は、理事会の業務及び財産の状況を調査することができる。理事会は、会計監査委員から本会の収支決算に関する情報の開示を求められた場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 三 会計監査委員は、理事又は総務が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは社会通念一般に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、

当該行為によってこの本会に著しい金銭的損害が生じ、もしくは生じるおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監査要求)

#### 第十三条

会計監査委員は、理事会の作成する本会の収支決算について、理事会の監査要求に応じなければならない。

(監査に伴う謝礼金及び交通費)

#### 第十四条

理事会は、収支決算の監査業務が備える公共性と責任を自覚させる目的から、会計監査委員に対し活動保障費及び交通費を支給しなければならない。支給する活動保障費の額及び交通費の額は、別に規則で定める。

(決算の承認)

#### 第十五条

本会の決算は、会計年度ごとに文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会及び教員代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを承認する。

(決算の報告)

#### 第十六条

理事会は、評議員会各会の承認を得た後、本会の決算を総会へ報告しなければならない。

### ■第四章 財務

(会計担当)

#### 第十七条

一 理事会に、次の各号に掲げる役職を置く。定員は、当該各号に定めるところによる。

① 会計（学友会学生理事会規則に定める会計に同じ。） 一名

② 会計補佐 一名以上

二 会計及び会計補佐の役職を会計担当と呼ぶ。

(会計担当の職務)

#### 第十八条

会計担当は、理事会の担う本会の資産に関する管理業務を統括し、特に金銭の授受、予算の作成及び決算の作成に関して責任を持つ。

(会計担当者に対する援助)

#### 第十九条

会計担当の役職に就く者が本会及び理事会から会費の返還や金銭的援助を受ける場合、理事会での承認を必要とする。

(差し止め請求)

#### 第二十条

本会会員は、理事会構成員が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは社会通念一般に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの本会に著しい金銭的損害が生ずるおそれがあるときは、当該人物に対し、当該行為をやめることを請求することができる。理事会は、理事会構成員に対する差し止めの請求がある場合、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

### ■第五章 補則

#### 第二十一条

(改廃)

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。